

交	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

交 企 第 3 8 8 号

令 和 7 年 1 月 3 0 日

各 所 属 長

交 通 部 長

特定自動運行関係事務取扱要領の制定について

特定自動運行に関する事務取扱については、これまで「特定自動運行関係事務取扱要領の制定について」（令和5年9月29日付け交企第246号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、特定自動運行許可申請等受理時に活用するチェック表を見直すなど、別添のとおり特定自動運行関係事務取扱要領を改訂したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

担当：交通企画課交通部企画係

別添

特定自動運行関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）等の関係法令に基づく特定自動運行に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- 1 公安委員会 青森県公安委員会をいう。
- 2 交通企画課長 青森県警察本部交通部交通企画課長をいう。
- 3 所轄警察署長 特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署の署長をいう。
- 4 交通企画課 青森県警察本部交通部交通企画課をいう。

第3 事務取扱責任者等

1 事務取扱責任者の設置

交通企画課及び各警察署に事務取扱責任者を置き、交通企画課の事務取扱責任者には課長補佐を、各警察署の事務取扱責任者には交通官、交通課長又は交通課長代理をもって充てる。

2 事務取扱責任者の任務

- (1) 事務取扱責任者は、特定自動運行関係事務の適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるとともに、事務担当者の事務処理について管理・指導するものとする。
- (2) 事務取扱責任者は、事務担当者を指定するものとする。

第4 簿冊

1 交通企画課に備える簿冊

交通企画課に備える簿冊は、許可台帳綴、許可証返納綴とする。

2 警察署に備える簿冊

警察署に備える簿冊は、特定自動運行関係受理簿綴とする。

第5 許可申請

1 許可申請の方法

(1) 提出書類

法第75条の12第2項に規定する特定自動運行の許可を受けようとする者が提出する書類は、特定自動運行許可申請書（府令別記様式第5の9）及び府令第9条の21第1項に規定する添付書類（以下「申請書等」という。）とする。

(2) 所轄警察署長の事務

ア 所轄警察署長は、申請書等の提出を受けたときは、特定自動運行の許可関連事務に関するチェック表（別記様式第1号。以下「チェック表」という。）を活用し、記載誤り、記載漏れ、添付書類の不備等を確認し、記載誤り等があった際は必要な訂正及び追加書類の提出を求めるものとする。

イ 所轄警察署長は、申請書等の確認終了後、これを受理し、その旨を特定自動運行関係受理簿（別記様式第2号。以下「受理簿」という。）に記載するとともに、申請書等の写しを作成、添付しこれを保管するものとする。

ウ 所轄警察署長は、受理した申請書等を書類送付書（別記様式第3号。以下「送付書」という。）により交通企画課長に送付するものとする。

エ 所轄警察署長は、特定自動運行を行おうとする経路が2以上の警察署長の管轄にわたる場合には、申請書等の写しを当該関係警察署長へ送付するものとする。

(3) 交通企画課長の事務

ア 上記(2)ウにより申請書等の送付を受けた交通企画課長は、当該申請に係る許可台帳（別記様式第4号）を作成するものとする。

イ 交通企画課長は、特定自動運行を行おうとする経路が他の都道府県公安委員会の管轄にわたる場合には、当該経路を管轄する警察本部主管課へ連絡し、当該申請について情報共有するものとする。

2 審査及び意見の聴取

(1) 審査

交通企画課長は、提出された申請書等及び下記(2)の意見の聴取結果を基に、許可のための審査を行うものとする。

(2) 意見の聴取

交通企画課長は、許可の審査にあたり、国土交通大臣等及び当該特定自動運行の経路をその区域に含む市町村の長から、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（別記様式第5号）により意見を聴取するものとする。

また、必要があると認めるときは、県知事、当該特定自動運行の経路を構成する道路の管理者及び学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者から、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（別記様式第6号）により意見を聴取するものとする。

3 許可

(1) 交通企画課長の事務

ア 交通企画課長は、審査の結果、申請が特定自動運行の要件を満たしているものと認めたときは、公安委員会から許可の決裁を受けるものとする。

イ 交通企画課長は、当該申請が許可された場合は、当該許可について特定自動運行（変更）許可証（府令別記様式第5の7。以下「許可証」という。）及び管理台帳（別記様式第7号）を作成し、許可証を送付書により所轄警察署長に送付するものとする。

ウ 交通企画課長は、許可台帳、管理台帳、許可証の写し、前記2の審査で使用した書類及び当該申請書等を保管するものとする。

エ 交通企画課長は、当該許可の公示について、特定自動運行許可票（別記様式第

8号)により青森県警察ホームページに掲載して行うものとする。

(2) 所轄警察署長の事務

ア 前記3(1)イにより交通企画課長から許可証の送付を受けた所轄警察署長は、速やかに申請者に許可証を交付し、当該申請者から受領書(別記様式第9号)を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。

イ 所轄警察署長は、受理簿に許可証の写し及び受領書の写しを添付してこれを保管するものとする。

4 不許可

(1) 交通企画課長の事務

ア 交通企画課長は、審査の結果、許可を受けようとする者が法第75条の14の欠格事由に該当する場合又は当該申請が特定自動運行の要件を満たしていないと認められた場合は、公安委員会から不許可の決裁を受けるものとする。

イ 交通企画課長は、当該申請が不許可とされた場合は、不許可に関する通知書(別記様式第10号。以下「通知書」という。)を作成し、送付書により所轄警察署長に送付するものとする。

ウ 交通企画課長は、当該申請の不許可の状況を明らかにするため、許可台帳に通知書の写し、前記2の審査で使用した書類及び当該申請書等を添付して保管するものとする。

(2) 所轄警察署長の事務

ア 上記(1)イにより交通企画課長から通知書の送付を受けた所轄警察署長は、申請者に通知書を交付し、当該申請者から受領書を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。

イ 所轄警察署長は、受理簿に通知書の写し及び受領書の写しを添付してこれを保管するものとする。

第6 許可証の再交付

1 再交付の申請

府令第9条の19第2項に規定する許可証の亡失等による再交付申請は、特定自動運行許可証再交付申請書(府令別記様式第5の8。以下「再交付申請書」という。)の提出によるものとする。

2 所轄警察署長の事務

(1) 所轄警察署長は、再交付申請書の提出を受けたときは、チェック表を活用して記載誤り、記載漏れ等について確認した上でこれを受理し、その旨を受理簿に記載するものとする。

(2) 所轄警察署長は、再交付申請書を送付書により交通企画課長に送付するものとする。

(3) 所轄警察署長は、受理簿に再交付申請書の写しを添付して保管するものとする。

(4) 所轄警察署長は、下記3(1)により送付された再交付申請に係る許可証を交付する際は、滅失及び亡失の場合を除いて現に交付されている許可証を返納させた上で新たな許可証を交付し、受領書を受領するものとする。

(5) 所轄警察署長は、受領書及び返納された許可証について送付書により交通企画課長に送付するものとする。

3 交通企画課長の事務

(1) 前記2(2)により再交付申請書の送付を受けた交通企画課長は、新たな許可証を作成し、送付書により所轄警察署長に送付するものとする。

(2) 交通企画課長は、管理台帳に必要事項を記載し、再交付の状況を明らかにするものとする。

(3) 交通企画課長は、管理台帳に再交付申請書及び前記2(5)により送付された許可証を添付してこれを保管するものとする。

第7 計画変更の許可申請

1 計画変更許可申請の方法

(1) 提出書類

法第75条の16第1項に規定する特定自動運行計画変更の許可を受けようとする者が提出する書類は、特定自動運行計画変更許可申請書（府令別記様式第5の10）及び変更事項を疎明する書類（以下「変更許可申請書等」という。）とする。

(2) 所轄警察署長の事務

ア 所轄警察署長は、変更許可申請書等の提出を受けたときは、チェック表を活用し、記載誤り、記載漏れ、添付書類の不備等を確認し、記載誤り等があった際は必要な訂正及び追加書類の提出を求めるものとする。

イ 所轄警察署長は、変更許可申請書等の確認終了後、これを受理し、その旨を受理簿に記載するとともに、変更許可申請書等の写しを作成、添付しこれを保管するものとする。

ウ 所轄警察署長は、変更許可申請書等を送付書により交通企画課長に送付するものとする。

(3) 交通企画課長の事務

上記(2)ウにより変更許可申請書等の送付を受けた交通企画課長は、当該申請に係る事項を許可台帳に記載するものとする。

2 審査及び意見の聴取

(1) 審査

交通企画課長は、提出された変更許可申請書等及び下記(2)の意見の聴取結果を基に、許可のための審査を行うものとする。

(2) 意見の聴取

交通企画課長は、許可の審査にあたり、国土交通大臣等及び当該特定自動運行の経路を区域に含む市町村の長から、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）により意見を聴取するものとする。

また、必要があると認めるときは、県知事、当該特定自動運行の経路を構成する道路の管理者及び学識経験を有する者その他の公安委員会が認める者から、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）により意見を聴取するものとする。

3 許可

(1) 交通企画課長の事務

- ア 交通企画課長は、審査の結果、特定自動運行計画変更の申請が特定自動運行の要件を満たしているものと認めるときは、公安委員会から許可の決裁受けるものとする。
- イ 交通企画課長は、当該計画変更の申請が許可された場合は、当該許可について許可証を作成し、送付書により所轄警察署長に送付するものとする。
- ウ 交通企画課長は、許可台帳、管理台帳、許可証の写し、前記2の審査で使用した書類及び当該変更許可申請書等を保管するものとする。
- エ 交通企画課長は、当該計画変更に関する公示について特定自動運行許可票により青森県警察ホームページに掲載して行うものとする。

(2) 所轄警察署長の事務

- ア 上記(1)イにより交通企画課長から許可証の送付を受けた所轄警察署長は、申請者に許可証を交付し、当該申請者から受領書を受領するとともに計画変更前の許可証を返納させるものとする。
- イ 所轄警察署長は、申請者から受領した受領書及び許可証を送付書により交通企画課長へ送付するものとする。
- ウ 所轄警察署長は、受理簿に許可証の写し及び受領書の写しを添付してこれを保管するものとする。

4 不許可

(1) 交通企画課長の事務

- ア 交通企画課長は、審査の結果、申請者が特定自動運行の要件を満たしていないと認められた場合は、公安委員会から不許可の決裁を受けるものとする。
- イ 交通企画課長は、当該申請が不許可とされた場合は、通知書を作成し、送付書により所轄警察署長に送付するものとする。
- ウ 交通企画課長は、当該申請の不許可の状況を明らかにするため、許可台帳に通知書の写し、前記2の審査で使用した書類及び変更許可申請書等を添付して保管するものとする。

(2) 所轄警察署長の事務

- ア 上記(1)イにより交通企画課長から通知書の送付を受けた所轄警察署長は、申請者にこれを交付して計画変更申請の不許可を通知し、受領書を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。
- イ 所轄警察署長は、受理簿に通知書の写し及び受領書の写しを添付してこれを保管するものとする。

第8 軽微な変更等の届出

1 届出の方法

法第75条の16第3項及び第4項に規定する軽微な変更等の届出は、特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書（府令別記様式第5の11）、府令第9条の25第2項に規定する添付書類及び当該特定自動運行に係る許可証（以下「変更届出書等」という。）の提出によるものとする。

2 所轄警察署長の事務

- (1) 所轄警察署長は、変更届出書等の提出を受けたときは、チェック表を活用し、記載誤り、記載漏れ、添付書類の不備等を確認した上でこれを受理するものとする。
この際、届出の内容により、許可証の記載事項に変更が無い場合には許可証を届出者に返還するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、当該届出に係る事項を受理簿に記載するとともに、変更届出書等の写しを添付して保管するものとする。
- (3) 所轄警察署長は、変更届出書等を送付書により交通企画課長に送付するものとする。
- (4) 下記3(2)により交通企画課長から許可証の送付を受けた所轄警察署長は、届出者に許可証を交付し、受領書を受領して、送付書により交通企画課長に送付するものとする。

3 交通企画課長の事務

- (1) 上記2(3)により変更届出書等の送付を受けた交通企画課長は、当該届出に係る事項を管理台帳に記載するものとする。
- (2) 交通企画課長は、当該届出により許可証の記載事項に変更が生じた場合には、新たな許可証を作成し、送付書により所轄警察署長へ送付するものとする。
- (3) 交通企画課長は、当該届出により公示の内容に変更が生じた場合は、当該計画変更に関する公示について特定自動運行許可票により青森県警察ホームページに掲載して行うものとする。

第9 許可証の返納

1 返納の方法

府令第9条の38第1項及び第3項に規定する許可証の返納は、許可証返納届出書(別記様式第11号)及び当該特定自動運行に係る許可証(以下「返納届出書等」という。)の提出によるものとする。

2 所轄警察署長の事務

- (1) 所轄警察署長は、返納届出書等の提出を受けたときは、チェック表を活用して、記載誤り、記載漏れ及び返納事由等を確認した上でこれを受理するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、当該届出に係る事項を受理簿に記載するとともに、返納届出書等の写しを作成し保管するものとする。
- (3) 所轄警察署長は、受理した返納届出書等を送付書により交通企画課長に送付するものとする。

3 交通企画課長の事務

- (1) 上記2(3)により返納届出書等の送付を受けた交通企画課長は、許可証返納綴に編綴し、これを保管するものとする。この場合において、返納事由が府令第9条の38第1項第3号に該当する場合を除いて、当該特定自動運行に係る許可台帳、管理台帳その他の関係書類とともに編綴するものとする。
- (2) 交通企画課長は、府令第9条の38第4項の公示について特定自動運行許可失効票(別記様式第12号)により青森県警察ホームページに掲載して行うものとする。

第10 行政処分

1 特定自動運行実施者に対する指示

(1) 弁明の機会の付与

ア 公安委員会が、法第75条の26第1項に規定する特定自動運行実施者に対する指示を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）の定める手続によるものとする。

イ 交通企画課長は、聴聞規則に基づく特定自動運行実施者に対する弁明の機会の付与に係る事務を行い、その経緯を管理台帳に記載するものとする。

ウ 交通企画課長は、公安委員会が行う特定自動運行実施者への弁明の機会の付与について、これに係る弁明通知書（聴聞規則別記様式第16号）を作成して特定自動運行実施者に交付し、受領書を受領するものとする。

エ 特定自動運行実施者が、口頭による弁明を申し出た場合は、聴聞規則に定めるところにより、口頭による弁明の機会を与え、弁明調書（聴聞規則別記様式第17号）を作成するものとする。

(2) 行政庁からの意見聴取

交通企画課長は、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁から特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（別記様式第13号。以下「行政処分意見聴取書」という。）により意見を聴取するものとする。

(3) 処分の決定

交通企画課長は、弁明の機会の付与及び上記(2)の行政庁からの意見の聴取の結果により、指示の処分を決定したときは、特定自動運行に関する指示書（別記様式第14号）を作成して特定自動運行実施者にこれを交付し、受領書を受領して、経緯を管理台帳に記載するものとする。

2 許可の取消し

(1) 聴聞

ア 公安委員会が、法第75条の27第1項に規定する許可の取消しをしようとするときは、行手法及び聴聞規則の定める手続によるものとする。

イ 交通企画課長は、聴聞規則に基づく特定自動運行実施者に対する聴聞に係る事務を行い、経緯を管理台帳に記載するものとする。

ウ 交通企画課長は、許可の取消しに係る聴聞を主宰しようとするときは、行政処分聴聞主宰伺（別記様式第15号）に許可の取消しの事由を疎明する証拠書類を添えて、公安委員会に上申するものとする。

エ 交通企画課長は、聴聞の実施決定を受けたときは、当該特定自動運行実施者に対する聴聞通知書（聴聞規則別記様式第6号）を作成して当該特定自動運行実施

者に交付し、受領書を受領するものとする。

(2) 行政庁からの意見聴取

交通企画課長は、当該許可の取消しに係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁から行政処分意見聴取書により意見を聴取するものとする。

(3) 処分の決定

ア 交通企画課長は、聴聞及び前記(2)の行政庁からの意見の聴取の結果により、行政処分の必要があると認めるときは、行政処分決定伺（別記様式第16号）により公安委員会に上申するものとする。

イ 交通企画課長は、許可の取消しの処分の決定を受けたときは、特定自動運行許可取消通知書（府令別記様式第5の12）を作成し、処分対象特定自動運行実施者に交付して受領書を受領するものとする。

ウ 交通企画課長は、取消し処分を通知した際は、当該自動運行に係る許可証を前記第9の手続により返納させるものとする。

エ 交通企画課長は、許可の取消しの公示について、特定自動運行許可取消票（別記様式第17号）より青森県警察ホームページに掲載して行うものとする。

3 許可の効力の停止

(1) 弁明の機会の付与

ア 公安委員会が、法第75条の27第1項に規定する許可の効力の停止をしようとするときは、行手法及び聴聞規則の定める手続によるものとする。

イ 交通企画課長は、聴聞規則に基づく特定自動運行実施者に対する弁明の機会の付与に係る事務を行い、経緯を管理台帳に記載するものとする。

ウ 交通企画課長は、公安委員会が行う特定自動運行実施者への弁明の機会の付与について、これに係る弁明通知書を作成して特定自動運行実施者に交付し、受領書を受領するものとする。

エ 特定自動運行実施者が、口頭による弁明を申し出た場合は、聴聞規則に定めるところにより、口頭による弁明の機会を与え、弁明調書を作成するものとする。

(2) 行政庁からの意見聴取

交通企画課長は、当該許可の効力の停止に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁から行政処分意見聴取書により意見を聴取するものとする。

(3) 処分の決定

ア 交通企画課長は、弁明の機会の付与及び上記(2)の行政庁からの意見の聴取の結果により、行政処分の必要があると認めるときは、行政処分決定伺により公安

委員会に上申するものとする。

イ 交通企画課長は、許可の効力の停止の処分の決定を受けたときは、特定自動運行許可停止通知書（府令別記様式第5の12）を作成し、処分対象特定自動運行実施者に交付して受領書を受領するものとする。

4 許可の効力の仮停止

(1) 処分の決定

ア 法第75条の28第1項各号のいずれかに該当する場合において、その事実があった場所を管轄する警察署長（以下「仮停止実施警察署長」という。）は、法第75条の28第1項に規定する許可の効力の仮停止をしようとするときは、特定自動運行仮停止事案発生報告書（別記様式第18号）により交通企画課長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を報告し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定するものとする。

イ 仮停止実施警察署長は、仮停止の処分を決定したときは、仮停止処分通知書（府令別記様式第5の13）を特定自動運行実施者に交付して行うものとする。

ウ 仮停止実施警察署長は、特定自動運行実施者に仮停止処分通知書を交付したときは、当該特定自動運行実施者から受領書を受領するものとする。

(2) 弁明の機会の付与

法第75条の28第2項の規定による弁明の機会の付与は、仮停止処分通知書の交付により行うこととするほか、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）に定める手続によるものとする。

(3) 報告

仮停止処分を行った仮停止実施警察署長は、府令第9条の36に規定する事項を交通企画課長を経て公安委員会へ報告するものとする。

5 国家公安委員会への報告

交通企画課長は、前記1、2、3及び4の処分があったときは、速やかに府令第9条の37に規定する事項について、警察庁交通局交通企画課長を経て国家公安委員会へ報告するものとする。

第11 報告の求め及び立入検査

1 法第75条の25第1項の規定による報告及び資料の提出要求は、報告・資料提出要求書（別記様式第19号）により行うものとする。

2 法第75条の25第1項の規定による立入検査は、交通企画課及び警察署の職員が行うものとする。

3 立入検査をする警察職員は、警察手帳又は警察職員証を携帯し、関係者に提示するものとする。

4 立入検査を実施した警察職員は、実施結果について、立入検査実施結果報告書（別記様式第20号）により交通企画課長へ報告するものとする。

第12 手数料の徴収

特定自動運行の許可申請及び特定自動運行計画変更の許可申請に係る手数料については、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年青森県条例第101号）の規定によるものとし、その納入は、青森県収入証紙を手数料納付書（別記様式第21号）に貼付し、申請書等又は変更許可申請書等に添付して行うものとする。

第13 行政手続における特定の個人を識別するための番号の取扱い

申請及び届出に係る添付書類の住民票の写しについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号の利用範囲は極めて限定的であり、本件に関して提出される住民票の写しに個人番号が記載されていた場合は、これを取り扱ってはならないことに留意すること。

なお、個人番号が記載された住民票の写しの提出を受けた場合は、申請者等に対し、個人番号記載部分をマスキング等の復元できない形で取り除く措置を施すよう教示し、マスキング等を行わせた上で提出させるものとする。

特定自動運行の許可関連事務に関するチェック表

(凡例)

法：道路交通法（昭和35年法律第105号）

府令：道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

番号	チェック項目	チェック欄
許可の申請の方法等		
【申請先】		
1	特定自動運行を行おうとする場所は、管轄する都道府県内であるか（複数の都道府県の区域にわたる場合は、他の都道府県公安委員会に申請されているか。）。（法第75条の12第1項）	
【特定自動運行許可申請書の記載事項】		
2	申請書に記載された、特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所が、添付書類である住民票の写し、登記事項証明書等の内容と一致しているか。（法第75条の12第2項第1号）	
3	申請書の所定の欄に特定自動運行計画の概要（特定自動運行用自動車の台数、使用条件、特定自動運行の経路、日及び時間帯、運送される人又は物等）が記載され、当該特定自動運行計画の詳細が別紙として添付されているか。	
【特定自動運行計画の記載事項】		
4	特定自動運行用自動車の車名及び型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、長さ、幅及び高さ、並びに自動運行装置に係る使用条件が、添付書類である自動車検査証、走行環境条件付与書等の内容と一致しているか。（法第75条の12第2項第2号イ、府令第9条の20第2項）	
5	特定自動運行を行う経路が「○から○までの間」等の曖昧な記載でなく、地図上に経路を示すなど、経路を特定し得る程度の記載になっているか。（法第75条の12第2項第2号ロ(1)）	
6	特定自動運行を行う日及び時間が「昼間」等の曖昧な記載でなく、時刻表を示すなどの方法により、特定自動運行を行う日及び時間帯を特定し得る程度の記載になっているか。（法第75条の12第2項第2号ロ(2)）	
7	特定自動運行により運送される人又は物について、「荷物」等の曖昧な記載でなく、移動サービスの場合には、乗客として想定される者の属性（周辺住民、観光客等）、移動物販車の場合には、販売、運送する商品等、具体的な記載になっているか。（法第75条の12第2項第2号ロ(3)）	
	特定自動運行を行うための前提となる気象の状況について、「悪天候でないこと」等の曖昧な記載でなく、「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃	

8	霧等の悪天候ではないこと」等、どのような気象の状況下において特定自動運行を行うか（又は行わないか）を特定し得る程度の記載になっているか。（法第75条の12第2項第2号ロ(4)、府令第9条の20第3項第1号）	
9	道路に埋設された電磁誘導線等の自動運行補助施設その他の特定の道路構造が特定自動運行を行うための前提となっている場合は、当該前提となる道路構造について記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ロ(4)、府令第9条の20第3項第2号）	
10	特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度について、「特定自動運行用自動車のみが通行できる環境のため他の交通を妨げるおそれがない」、「交通量が少ないため停止している特定自動運行用自動車は他の交通を妨げるおそれがない」等、具体的に記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ロ(4)、府令第9条の20第3項第2号）	
11	特定自動運行を管理する場所（以下「遠隔監視場所」という。）の住所（部屋番号等を含む。）及び電話番号が記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ハ）	
12	特定自動運行業務従事者に対する教育の具体的内容及びその実施方法に関して、どのような事項について教育を実施するか、どのような者がどのような方法で、どのような時期、期間及び頻度で教育を実施するか等について記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ニ(1)、府令第9条の27）	
13	特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定の方法について、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者となり得る者として確保している者の人数、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を指定する行為（書面の交付、腕章の貸与等）、指定した旨の記録の方法のほか、他の事業者にて特定自動運行主任者や現場措置業務実施者としての業務を委託し、当該事業者の従業員をこれらの者として指定する場合には、当該事業者名、契約状況等が具体的に記載されているか（ただし、特定自動運行主任者が特定自動運行用自動車に乗車して特定自動運行を行う場合は、現場措置業務実施者を指定する必要はない。）。（法第75条の12第2項第2号ニ(2)）	
14	<p>遠隔監視装置を遠隔監視場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置又は特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制について、次の①又は②のいずれの措置を採るかとともに、特定自動運行主任者の配置場所や勤務体制（例えば、当番制としている場合には当番表（必ずしも特定自動運行主任者等となり得る全ての者の氏名の記載を求めるものではない。）等）が記載されているか。</p> <p>① 遠隔監視装置を遠隔監視場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置</p>	

	<p>② 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置</p> <p>また、①の措置を採る場合は、当該遠隔監視装置の仕様等が具体的に記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ニ(3)、法第75条の20第1項第1号、府令第9条の29）</p>	
15	<p>特定自動運行を行っているときに、特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示する具体的方法について、当該表示に係る装置の仕様や、当該装置が特定自動運行用自動車に設置されている状況を示す写真等が記載又は添付されているか。（法第75条の12第2項第2号ニ(4)）</p>	
16	<p>特定自動運行主任者（特定自動運行主任者以外の者が措置を行う者として記載されている場合は、その者）が実施しなければならない次の措置を講ずるための設備（現場措置業務実施者その他の特定自動運行業務従事者が遠隔監視場所等から交通事故の現場等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、現場措置業務実施者等が待機するための建物等）、実施体制（どれだけの人数の現場措置業務実施者等がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等が記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ニ(5)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔監視装置を遠隔監視場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置が講じられている場合に、遠隔監視装置の作動状態の監視及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合における当該特定自動運行を終了させる措置 ○ 道路において特定自動運行が終了したときに行う、特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認する措置 ○ 特定自動運行が終了した場合に特定自動運行用自動車を警察官の禁止、制限又は命令等に従って通行させる措置 ○ 特定自動運行が終了した場合に特定自動運行用自動車に緊急自動車又は消防用自動車の通行を妨げないようにする措置 ○ 特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合に講ずる駐車の方法の変更等の措置 ○ 遠隔監視装置を遠隔監視場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置が講じられている場合に、交通事故があった場合の消防機関への通報、現場措置業務実施者を交通事故の現場に向かわせる措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告 ○ 現場措置業務実施者が実施しなければならない、交通事故の現場において道路における危険を防止する措置 ○ 特定自動運行用自動車に乗車している場合に特定自動運行主任者等が実施しなければならない、交通事故があった場合に負傷者を救護し、道路における危険を防止する等の措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告 	
	<p>踏切において特定自動運行が終了した場合において、特定自動運行主任者</p>	

17	<p>が、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときに、直ちに踏切に停止している自動車があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置及び当該自動車を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講ずるための設備（特定自動運行業務従事者が当該踏切に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、同者が待機するための建物等）、実施体制（どれだけの人数の特定自動運行業務従事者がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等が記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ニ(6)、府令第9条の20第4項第1号）</p>	
18	<p>本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において特定自動運行が終了した場合において、特定自動運行主任者が、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときに、当該自動車が停止しているものであることを表示する措置の実施要領（使用する装置の仕様等）が記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ニ(6)、府令第9条の20第4項第2号）</p>	
19	<p>本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において特定自動運行が終了した場合において、特定自動運行主任者が、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときに、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講ずるための設備（特定自動運行業務従事者が当該本線車道等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、これらの者が待機するための建物等）、実施体制（どれだけの人数の特定自動運行業務従事者がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等が記載されているか。（法第75条の12第2項第2号ニ(6)、府令第9条の20第4項第3号）</p>	
【添付書類】		
20	<p>自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面（法第75条の12第3項、府令第9条の21第1項第1号）</p>	
21	<p>住民票等（法第75条の12第3項、府令第9条の21第1項第2号、第3号及び第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票の写し（申請者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合） ○ 旅券等の写し（申請者が住民基本台帳法の適用を受けない自然人である場合） ○ 登記事項証明書及び役員の住民票の写し（申請者が法人である場合。当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあっては、旅券等の写し） 	
22	<p>特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面（走行環境条件付与書の写し等）（法第75条の12第3項、府令第9条の21第1項第5号）</p>	
	<p>16の措置を講ずるための設備の状況を明らかにした図面又は写真（法第</p>	

23	75条の12第3項、府令第9条の21第1項第6号)	
24	<p>特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであることを明らかにする書類（法第75条の12第3項、府令第9条の21第1項第7号）</p> <p>○ 書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定自動運行による人又は物の運送が、旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送又は貨物自動車運送事業として行われる場合には、当該旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送又は貨物自動車運送事業を行うために必要な許可若しくは認可又は登録の申請状況を示した書類（申請書の写し等） ・ 当該特定自動運行による運送サービスが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）上の地域公共交通計画における地域公共交通の一つとして位置付けられているような場合には、その旨を記載した書類 ・ 路線や運賃等について既存の運送事業者と協議し、必要十分な運送サービスが提供できるものとして協議が調っている場合には、その旨を記載した書類 ・ 特定自動運行を行おうとする経路においてこれまで自動運転の実証実験を行っており、当該実証実験として、当該特定自動運行において行おうとするものと同様の目的及び態様の移動サービスを提供してきた場合には、当該実証実験の実績（当該移動サービスの利用者数や利用者の声等）を記載した書類 ・ その他地域住民の利便性又は福祉の向上に資するものとして地方公共団体の支援を受けているような場合や、地域住民への説明会を実施している場合には、その内容を記載した書類 	
【添付書類の追加提出及び特定自動運行計画への追記】		
25	<p>上記添付書類のほか、審査の内容に応じて必要となる追加資料がないか。また、特定自動運行計画が許可基準に適合することを担保するために追記が必要となる事項がないか。</p>	
許可基準等		
【許可基準に適合することについての審査】		
26	<p>特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車特定自動運行を行うことができるものであるか。（法第75条の13第1項第1号）</p> <p>○ 自動車検査証の写し等により自動運行装置が備えられていることが確認できるか。</p> <p>○ 走行環境条件付与書の写し等に記載された使用条件に「自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者が存在し</p>	

	<p>ていること」という内容が記載されていないか。</p> <p>○ 国土交通大臣等に「特定自動運行の許可に関する意見聴取書」により意見聴取を行ったか。</p>	
27	<p>特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであるか。（法第75条の13第1項第2号）</p> <p>○ 特定自動運行計画に記載されている経路、日時、気象の状況及び道路の構造が走行環境条件付与書の写し等に記載された使用条件を満たしているか。また、満たすものであることについて疑義がある場合は、添付書類の追加提出を求めているか。</p> <p>○ 国土交通大臣等に「特定自動運行の許可に関する意見聴取書」により意見聴取を行ったか。</p>	
28	<p>特定自動運行業務従事者に対する教育が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の19第1項、府令第9条の27）</p> <p>○ 当該教育事項について十分な知識経験がある者が教育を行うこととしているか。</p> <p>○ 特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令（当該特定自動運行業務従事者が業務を行う上で遵守しなければならない法令）に関する事項をその教育事項に含んでいるか。</p> <p>○ 当該特定自動運行計画の内容（特定自動運行主任者に対する教育については、それに加えて特定自動運行用自動車の自動運行装置の仕様に関すること）をその教育事項に含んでいるか。</p> <p>○ 当該特定自動運行計画において特定自動運行業務従事者が実施することとされている措置を実施するための手順及びそのために必要な設備の使用方法に関することをその教育事項に含んでいるか。</p> <p>○ 前記のほか、当該特定自動運行計画において特定自動運行業務従事者がその業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関することをその教育事項に含んでいるか。</p> <p>○ 前記の教育を効果的に行うことができるだけの十分な時間及び頻度が確保されているか。</p> <p>○ 必要に応じて、簿冊の作成等の方法により当該教育の実施状況を適切に記録することを指導し、又は特定自動運行（変更）許可証に条件を付しているか。</p>	
	<p>特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定が適切に行われ、次の要件を満たすこととなるか。（法第75条の13第1項第3号）</p> <p>（特定自動運行主任者）（法第75条の19第2項、府令第9条の28）</p> <p>○ 両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。</p> <p>○ 特定自動運行計画に従って特定自動運行を行うために必要な設備を適切に</p>	

29	<p>使用することができる者であること（例えば、上肢に不自由がないこと等）。</p> <p>○ 前記のほか特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと（例えば、特定自動運行主任者が特定自動運行終了後の特定自動運行用自動車を運転することが予定されている場合には、当該特定自動運行用自動車の種類及び目的に応じた運転免許を保有していること等）。</p> <p>（現場措置業務実施者） （法第75条の19第3項）</p> <p>○ 交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置（法第75条の23第2項）を適切に行うことができること。</p> <p>さらに、指定の方法として例えば次の方法を採用する場合は、簿冊の作成等の方法により、どの日時においてどの者が特定自動運行主任者及び現場措置業務従事者として従事していたかを記録し、保存することを特定自動運行（変更）許可証の条件に付しているか。</p> <p>○ あらかじめ特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者となり得る者の集団を特定し、当番表を作成の上これらの者の中から輪番制で指定する方法</p> <p>○ 特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の業務を他の事業者へ委託し、当該事業者の従業員を特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者として指定する方法</p>	
30	<p>特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行主任者の配置等が適切に行われるか。</p> <p>特に、特定自動運行主任者を遠隔監視場所に配置する場合には、当該場所に次の要件を満たす遠隔監視装置が設置されることとなるか。（法第75条の13第1項第3号）</p> <p>（遠隔監視装置の要件） （法第75条の20第1項第1号、府令第9条の29）</p> <p>① 特定自動運行を行う場合（道路において特定自動運行が終了した場合を含む。）において、特定自動運行用自動車に取り付けられた装置から送信された当該特定自動運行用自動車の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の車内の状況に係る鮮明な映像及び明瞭な音声並びに当該特定自動運行用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信することができるものであること（当該鮮明な映像及び明瞭な音声については、特定自動運行主任者が当該映像及び音声に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであること）。</p> <p>② ディスプレイその他の特定自動運行主任者が①の映像及び位置情報を視覚により認識するための機器（ディスプレイのほか、例えばスクリーンにプロジェクターを通じて映像を映し出すもの等）を有するものであること。</p> <p>③ スピーカーその他の特定自動運行主任者が①の音声を聴覚により認識するための機器（スピーカーのほか、例えばイヤホン等）を有するものであること。</p>	

	<p>④ 無線通話装置その他の特定自動運行主任者が特定自動運行用自動車の車内にいる者及び車外にいる者との間で音声の送受信により通話をするための機器（無線通話装置のほか、例えば有線の通話装置）を有するものであること。</p> <p>⑤ ①の映像若しくは音声若しくは位置情報の受信又は④の音声の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、特定自動運行主任者にその旨を通知するものであること。なお、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示させ、当該設定が適当なものであるかを確認すること。</p> <p>⑥ ①の映像及び音声並びに位置情報、④の通話の内容並びに⑤の通知に係る情報を記録するものであること。</p> <p>⑦ サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置（ウイルス対策ソフトをインストールしていること、使用するソフトウェアについて常に最新の状態に更新していること、外部からの不正なアクセスを遮断するためにファイアウォール等を導入していること、申請者が法人である場合には情報セキュリティポリシーを定めていること等）が講じられているものであること。</p>	
31	<p>特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行中である旨の表示が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の20第2項、府令第9条の30）</p> <p>○ 当該表示については、「自動運行中」の文字を特定自動運行用自動車の自動運行装置の作動状態と連動して見やすく表示する装置を、当該特定自動運行用自動車の前方及び後方から見やすい位置に取り付け、当該装置を作動させる方法により行うこととされているところ、同一の進路を進行している当該特定自動運行用自動車の直後を進行するとき、当該特定自動運行用自動車が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を保った位置において、当該「自動運行中」の文字を容易に視認することができる程度のものであるか。</p> <p>○ 当該表示は、特定自動運行用自動車の自動運行装置の作動状態と連動する必要があるところ、常に一定の情報を表示するもの（例えば自動運行中である旨を示すステッカー等を貼付するなど）ではないか。</p>	
32	<p>特定自動運行主任者が実施しなければならない、遠隔監視装置の作動状態の監視及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合における当該特定自動運行を終了させる措置が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の21第1項）</p> <p>○ 遠隔監視場所に配置された特定自動運行主任者が容易に操作し得る位置に特定自動運行を終了させるための装置が備えられているか。</p> <p>○ 遠隔監視装置が正常に作動していないことを特定自動運行主任者が認めた</p>	

	場合に、同者が直ちに特定自動運行を終了させることができるか。	
33	<p>特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに同者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならないこととされているが、当該確認が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の21第2項）</p> <p>○ 次の事項の確認が適切に行われるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定自動運行用自動車又は特定自動運行主任者に対して、警察官の禁止、制限又は命令等が行われているか否か ・ 特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又は特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるか否か ・ 特定自動運行用自動車が違法駐車と認められるか否か ・ 特定自動運行用自動車に係る交通事故があるか否か ・ 特定自動運行用自動車が踏切にあるか否か ・ 特定自動運行用自動車が本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯にあるか否か 	
34	<p>特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定自動運行用自動車を警察官の禁止、制限又は命令等に従って通行させる措置が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の22第1項）</p> <p>○ 例えば、特定自動運行主任者又は同者の指示を受けた特定自動運行業務従事者が待機場所から駆け付けて特定自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該特定自動運行主任者と特定自動運行業務従事者との間において円滑に連絡がなされ、特定自動運行業務従事者の駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか（適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか）。</p>	
35	<p>特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定自動運行用自動車が緊急自動車又は消防用車両の通行を妨げないようにする措置が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の22第2項）</p> <p>○ 例えば、特定自動運行主任者又は特定自動運行主任者の指示を受けた特定自動運行業務従事者が待機場所から駆け付けて特定自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該特定自動運行主任者と特定自動運行業務従事者との間において円滑に連絡がなされ、特定自動運行業務従事者の駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか（適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか）。</p>	
	<p>特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定自動運行用自動車の駐車の方法の変更等の措置が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の22第3項）</p>	

36	<p>○ 例えば、特定自動運行主任者が遠隔型自動運転システムを用いて当該特定自動運行用自動車を運転することで駐車位置を調整することにより当該措置を行うこととされている場合、遠隔監視場所に当該遠隔型自動運転システムを用いて運転するために必要な装置が備えられており、当該運転が円滑かつ速やかに行われるか。</p>	
37	<p>特定自動運行主任者が実施しなければならない、交通事故があった場合の消防機関への通報、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の23第1項）</p> <p>○ 当該通報等を行うための電話機等が遠隔監視場所に備えられているか。また、現場措置業務実施者に連絡する方法、同現場措置業務実施者が速やかに当該交通事故の現場に駆け付けることができるか（適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか）。</p> <p>○ 交通の頻繁な道路において、長時間にわたって当該交通事故による積載物や損壊物等が放置され、周囲の交通に支障を及ぼすこと等がないよう、当該駆け付けのために待機する拠点から特定自動運行の経路上の任意の地点までの移動に要する時間が相当なものであるか。</p> <p>○ 交通事故発生日時等（交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置）を適確に把握し、報告することができるか。</p>	
38	<p>現場措置業務実施者が実施しなければならない、交通事故の現場において道路における危険を防止する措置が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の23第2項）</p> <p>○ 交通事故に係る車両等が道路上に放置され、又は積載物や損壊物等が飛散しており、そのため道路における危険を生じさせるおそれがある場合において、速やかにこれを安全な場所に移動させることができるか。</p>	
39	<p>特定自動運行用自動車に乗車している場合に特定自動運行主任者等が実施しなければならない、交通事故があった場合に負傷者を救護し、道路における危険を防止する等の措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の23第3項）</p>	
	<p>踏切において特定自動運行が終了した場合において、特定自動運行主任者が実施しなければならない、踏切に停止している自動車があることを知らせるための措置及び当該自動車を踏切以外の場所に移動するため必要な措置が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法75条の24の規定により読み替えて適用する法第33条の3項）</p> <p>○ 遠隔監視装置を遠隔監視場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置が講じられている場合において、直ちに鉄道事業者又</p>	

40	<p>は軌道経営者への通報を行うための電話機等が遠隔監視場所に備えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置が講じられている場合において、非常信号を行うための発煙筒等の非常信号用具が特定自動運行用自動車に備えられているか。 ○ 特定自動運行用自動車を踏切以外の場所に移動する措置（人力で踏切以外の場所に押し出す、レッカー車の手配を依頼するなどの措置）を講ずるための設備等が備えられているか。 	
41	<p>特定自動運行を本線車道等において行う場合において、特定自動運行主任者が実施しなければならない、本線車道等において自動車が停止しているものであることの表示及び当該自動車を本線車道等以外の場所に移動する措置が適切に行われるか。（法第75条の13第1項第3号、法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔監視装置を遠隔監視場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置が講じられている場合において、基準（府令第9条の32）に適合する、特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置が特定自動運行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられており、遠隔監視場所に当該装置を作動させるための装置が備えられているか。 ○ 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置が講じられている場合において、特定自動運行用自動車に、停止表示器材（府令第9条の17及び第9条の18）が備えられているか。 ○ 特定自動運行用自動車を本線車道等以外の場所に移動させる措置（レッカー車の手配を依頼するなどの措置）を講ずるための設備等が備えられているか。 	
42	<p>特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであるか。（法第75条の13第1項第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク最小化制御が著しく頻繁に作動したり、長時間停止し続けたり、他の自動車と比して著しく低速度で運行が行われることとならないか。 ○ 天候が悪化するなどの事由により特定自動運行が終了した場合には、特定自動運行業務従事者が駆け付けて自動車を運転することとしているにもかかわらず、当該駆け付けが速やかに行われず特定自動運行用自動車が長時間放置されたり、交通の頻繁な道路において当該道路における制限速度と比して著しく低速で走行したりすることが見込まれる計画となっていないか。 ○ 安全性を確保するために制限速度と比して相当程度低速で特定自動運行が行われる見込みである場合において、他の交通に及ぼす支障が社会通念上許容し得る程度を超えるものとならないか。 	

43	<p>特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであるか。（法第75条の13第1項第5号）</p> <p>○ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであるかについて、特定自動運行の経路をその区域に含む市区町村の長に意見聴取を行ったか。</p> <p>○ 意見聴取に対して、当該基準への適合性について異論が表明された場合において、異論が表明されたことも考慮した上で、公安委員会において総合的に許可の可否を判断しているか。</p>	
【国土交通大臣等及び市区町村（特別区を含む。）の長以外の者に対する意見聴取】		
44	<p>必要に応じて国土交通大臣等及び市区町村の長以外の者に対する意見聴取を行ったか。（府令第9条の22）</p> <p>○ 特定自動運行の経路をその区域に含む都道府県の知事</p> <p>○ 特定自動運行の経路を構成する道路の管理者</p> <p>○ 学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者</p>	
【欠格事由】		
45	<p>許可を受けようとする者が次のいずれかに該当しないか。（法第75条の14）</p> <p>○ 特定自動運行の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）として在任した者で、当該取消しの日から5年を経過していない者を含む。）であるとき。</p> <p>○ 法人である場合において、その役員が上記に該当する者であるとき。</p> <p>なお、特定自動運行実施者が一の公安委員会から特定自動運行の許可の取消しを受けた場合、当該取消しを受けた事実は、当該公安委員会を含む全ての公安委員会の管轄する区域内で当該特定自動運行実施者が行おうとする特定自動運行に係る欠格事由となる。</p>	
【許可に付する条件】		
46	<p>許可に必要な条件が付されているか。（法第75条の15）</p> <p>○ 必要な条件の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故があったときは、特定自動運行用自動車内にいる者に救護措置や道路における危険防止のための措置等を講ずるよう協力を求めること。 ・ 特定自動運行用自動車に乗車している者が安全を確認しないでドアを開き、又は当該自動車から降りることにより交通の危険を生じさせないように必要な措置を講ずること。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定自動運行用自動車に乗車している者に座席ベルトを着用させるため必要な措置を講ずること。 ・ 特定自動運行用自動車に係る乗車人員の制限を超えて乗客を乗車させないこと。 	
【許可に係る公示】		
47	<p>特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可をしたときは、次の事項を公示したか。（法第75条の17、府令第9条の26）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許可をした旨 ○ 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 ○ 特定自動運行の経路 ○ 特定自動運行を行う日及び時間帯 ○ 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況 ○ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度 ○ 許可の年月日 ○ 上記のほか公安委員会が必要と認める事項 	
【許可証の交付等】		
48	<p>特定自動運行の許可をしたときは、許可証を交付したか。（府令第9条の19第1項）</p>	
49	<p>再交付申請書及び許可証（当該許可証を亡失し、又は滅失した場合には、再交付申請書のみ）を提出して許可証の再交付が申請され、許可証を再交付する場合は、当該許可証の見やすい位置に「再交付」と記載するなどの方法により、再交付を受けた許可証であることを明確にしているか。（府令第9条の19第2項）</p>	
50	<p>特定自動運行の許可証の返納を受けたときは、次の事項を公示したか。（府令第9条の38第4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許可が失効した旨 ○ 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 ○ 特定自動運行の経路 ○ 特定自動運行を行う日及び時間帯 ○ 許可が失効した年月日 ○ 上記のほか公安委員会が必要と認める事項 	
許可事項の変更		
【特定自動運行計画の変更許可】		
	<p>特定自動運行計画の変更申請を受けた場合、変更許可申請書（府令別記様</p>	

51	<p>式第5の10)に当該計画の変更部分に対応する資料が添付されているか。</p> <p>また、既存の添付書類のほか、審査の内容に応じて必要となる資料の追加提出及び特定自動運行計画が許可基準に適合することを担保するために必要な事項の追記をさせているか。（法第75条の16第1項、府令第9条の23第1項及び第2項）</p>	
52	<p>許可基準に適合するか否かを審査したか。（法第75条の16第2項）</p> <p>○ 当該許可基準に係る国土交通大臣等及び市区町村の長への意見聴取を行ったか。</p> <p>○ 必要に応じて都道府県の知事等に意見聴取を行ったか。</p> <p>○ 許可に必要な条件を付しているか。</p>	
53	<p>変更の内容及び理由を明らかにするために参考となる資料がある場合には、これが変更許可申請書に添付されているか。</p>	
54	<p>変更許可を行った場合には、当該変更許可に係る特定自動運行実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上で、許可証（新たな許可証番号を付するとともに、許可証に記載する年月日は当該変更許可を行った日としたもの）を再交付しているか。（府令第9条の23第3項）</p>	
55	<p>変更の許可を行った場合、その旨を公示したか。（法第75条の17）</p>	
【軽微な変更等の届出】		
56	<p>次の変更の届出があった場合において、提出を受けた許可証に記載の事項に変更が生じる場合には、許可証を書き換えたか。（法第75条の16第3項及び第4項、府令第9条の24及び第9条の25）</p> <p>○ 特定自動運行用自動車の自動車登録番号又は車両番号及び車台番号の変更であって、当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の台数の変更を伴わないもの</p> <p>（添付書類）（府令第9条の25第2項第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証の写し又は自動車検査記録事項が記載された書面 ・ 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の一覧表 <p>○ 遠隔監視場所の連絡先の変更</p> <p>（添付書類）（府令第9条の25第2項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該変更の事実を証する書類 <p>○ 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所の変更</p> <p>（添付書類）（府令第9条の25第2項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（申請者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合） ・ 旅券等の写し（申請者が住民基本台帳法の適用を受けない自然人である場合） ・ 登記事項証明書及び役員の住民票の写し（申請者が法人である場合。当 	

	該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあっては、旅券等の写し)	
57	軽微な変更等により、公示事項に変更が生じた場合には、公示の内容を修正したか。	
行政処分		
【特定自動運行実施者に対する指示】		
58	特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し法若しくは法に基づく命令の規定若しくは法の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認め、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。）を指示しようとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条1項の規定に従い、当該指示の名宛人である特定自動運行実施者について意見陳述のための手続を執るとともに、各種法令の規定に従い適正な手続により行ったか。	
59	指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）（以下「自動車運送事業」という。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業（以下「第二種貨物利用運送事業」という。）として行われているものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴いたか。（法第75条の26第2項）	
【許可の取消し及び許可の効力の停止】		
60	許可の取消し又は効力の停止を行った場合には、通知書により当該処分を受けた者に通知したか。（府令第9条の33）	
61	<p>特定自動運行の許可を取り消したときは、次の事項を公示したか。（法第75条の27第3項、府令第9条の34）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許可を取り消した旨 ○ 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 ○ 特定自動運行の経路 ○ 特定自動運行を行う日及び時間帯 ○ 許可を取り消した年月日 ○ 上記のほか公安委員会が必要と認める事項 	
62	許可の取消し又は許可の効力の停止をしようとする場合は、行政手続法第13条第1項の規定に従い、当該処分の名宛人である特定自動運行実施者について意見陳述のための手続を執るとともに、各種法令の規定に従い適正な手続によ	

	り行ったか。	
63	許可の取消し又は許可の効力の停止をしようとする場合において、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業として行われているものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴いたか。（法第75条の27第2項において準用する法第75条の26第2項）	
【許可の効力の仮停止】		
64	仮停止を行った場合には、通知書により当該処分を受けた者に通知したか。（府令第9条の35）	
65	仮停止をした警察署長は、速やかに、次の事項を公安委員会に報告したか。 （法第75条の28第3項、府令第9条の36） ○ 仮停止をした旨 ○ 仮停止に係る許可を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ○ 仮停止を受けた許可に係る許可証の番号 ○ 仮停止の年月日 ○ 仮停止の理由	
66	仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して5日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えたか。（法第75条の28第2項）	
【国家公安委員会への報告】		
67	特定自動運行実施者に対する指示若しくは許可の取消し若しくは許可の効力の停止をしたとき、又は警察署長から仮停止の報告を受けたときは、次の事項を国家公安委員会（警察庁交通局交通企画課自動運転企画室）に報告したか。（法第75条の29、府令第9条の37） ○ 処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所 ○ 処分の別及び理由 ○ 特定自動運行実施者に対する指示にあってはその内容 ○ 処分の期日及び処分に係る期間	
立入検査		
68	警察職員が立入検査を行う際は、その身分を示す証票を携帯しているか。（法第75条の25第2項）	
その他		
【道路使用許可との関係】		
69	特定自動運行が終了した後に、当該特定自動運行用自動車の運転を行う場合において、当該運転が、遠隔型自動運転システムを用いて自動車を走行させ、又は特別装置自動車を走行させる態様により行われるものであるなど、一般の	

	<p>交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態又は方法により道路を使用する行為に該当するときは、特定自動運行の許可に加え、道路使用許可（法第77条第1項）の申請がなされているか。</p>	
【許可に係る指導事項】		
70	<p>許可するにあたり、必要な指導事項を特定自動運行実施者に文書（許可証の別紙等）により通知したか。</p> <p>○ 指導事項の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車損害賠償責任保険に加え、任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。 ・ 特定自動運行の経路の道路及び交通の状況の変化や特定自動運行が行われる場所の天候等、当該経路に係る状況の把握に努め、特定自動運行中に当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなる事由が生じるおそれの低減を図ること。 ・ 特定自動運行中に生じた自動運行装置の故障、不具合等の特異事案については、その状況を当該特定自動運行の許可に係る公安委員会に通報するとともに、再発防止策を報告すること。 ・ 特定自動運行中に交通事故が発生した場合には、事故原因が明らかにされ、再発防止策が講じられるまでの間は特定自動運行を行わないこと。 	
【許可に係る一般的確認事項】		
71	<p>道路運送車両法等の関係法令を遵守する必要があること等を確認的に明らかにするため、必要な確認事項を特定自動運行実施者に文書（許可証の別紙等）により通知したか。</p> <p>○ 確認事項の例</p> <p>道路運送車両法により、自動車は、その構造、自動運行装置を含む装置等が道路運送車両法の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないこととされており、自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならないこととされている（第40条、第41条、第42条及び第47条）。これらの規定に違反した場合は、道路交通法第75条の26、第75条の28等に基づき行政処分の対象となる可能性がある。</p>	

特定自動運行関係受理簿 (年)

No. _____

番号	受理日 受理者	受理事由	申請者等 (連絡先)	本部 送付日	許可年月日 許可証番号	許可証等 交付日
	受理日 /	<input type="checkbox"/> 許可申請 <input type="checkbox"/> 計画変更許可申請 <input type="checkbox"/> 許可証再交付 <input type="checkbox"/> 許可証返納	住所 氏名・名称	/	第 / 号	交付日 /
	受理者		代表者 ()			担当者
	受理日 /	<input type="checkbox"/> 許可申請 <input type="checkbox"/> 計画変更許可申請 <input type="checkbox"/> 許可証再交付 <input type="checkbox"/> 許可証返納	住所 氏名・名称	/	第 / 号	交付日 /
	受理者		代表者 ()			担当者
	受理日 /	<input type="checkbox"/> 許可申請 <input type="checkbox"/> 計画変更許可申請 <input type="checkbox"/> 許可証再交付 <input type="checkbox"/> 許可証返納	住所 氏名・名称	/	第 / 号	交付日 /
	受理者		代表者 ()			担当者
	受理日 /	<input type="checkbox"/> 許可申請 <input type="checkbox"/> 計画変更許可申請 <input type="checkbox"/> 許可証再交付 <input type="checkbox"/> 許可証返納	住所 氏名・名称	/	第 / 号	交付日 /
	受理者		代表者 ()			担当者
	受理日 /	<input type="checkbox"/> 許可申請 <input type="checkbox"/> 計画変更許可申請 <input type="checkbox"/> 許可証再交付 <input type="checkbox"/> 許可証返納	住所 氏名・名称	/	第 / 号	交付日 /
	受理者		代表者 ()			担当者

年 月 日

殿

(所 属 長)

書 類 送 付 書

特定自動運行に係る下記の書類を送付する。

記

<p>1 申請・届出者の氏名・名称</p>	<p>(法人の場合、代表者の氏名)</p>
<p>2 住所</p>	
<p>3 書類の種別</p>	<p>1 申請書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特定自動運行許可申請書 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画変更許可申請書 <input type="checkbox"/> 特定自動運行許可証再交付申請書 <input type="checkbox"/> 特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書 <input type="checkbox"/> 特定自動運行許可証返納届出書 <p>2 添付書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 <input type="checkbox"/> 住民票の写し、旅券等の写し又は登記事項証明書及び役員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面 <input type="checkbox"/> 法第75条の12第2項第2号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真 <input type="checkbox"/> 法第75条の13第1項第5号の基準に適合することを明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 特定自動運行用自動車の一覧表等、その他必要な書類 <input type="checkbox"/> 手数料納付書 <input type="checkbox"/> 特定自動運行(変更)許可証

※ 3は、該当する□に✓を記入すること。

別記様式第4号(表)

許 可 台 帳

許 可 申 請						
申 請 者	住 所					
	氏名・名称					
	法人の代表者		連 絡 先			
受 理	受理警察署		受理日	. .	警察署受理番号	
	交通企画課受領		. .			
審 査 等	手 数 料 処 理		. .	欠 格 事 由 照 会	. .	
	意見聴取(国交大臣等)		. .	(回 答 受 理)	. .	
	意見聴取(市町村長)		. .	(回 答 受 理)	. .	
	意見聴取()		. .	(回 答 受 理)	. .	
	処理起案	/	決 裁	/	審査結果	許可 不許可
許 可	許 可 証 番 号					
	許 可 証 作 成		. .	許 可 証 送 付	. .	
	許 可 証 交 付		. .	受 領 書 の 受 理	. .	
	許 可 の 公 示		. .			
不 許 可	通 知 書 作 成		. .	通 知 書 送 付	. .	
	通 知 書 交 付		. .	受 領 書 の 受 理	. .	
	通知書は「許可に関する通知書」(別記様式第10号)をいう。					

※ 各欄に実施日を記載すること。

別記様式第4号（裏）

計 画 変 更 許 可 申 請						
申 請 者	住 所					
	氏名・名称					
	法人の代表者		連 絡 先			
	許可証番号					
受 理	受理警察署		受理日	. .	警察署受理番号	
	交通企画課受領日			. .		
審 査 等	手 数 料 処 理			. .		
	意見聴取（国交大臣等）			. .	（ 回 答 受 理 ）	. .
	意見聴取（市町村長）			. .	（ 回 答 受 理 ）	. .
	意見聴取（ ）			. .	（ 回 答 受 理 ）	. .
	処理起案	. .	決 裁	. .	審査結果	許可 不許可
許 可	許 可 証 番 号					
	許 可 証 作 成			. .	許 可 証 送 付	. .
	許 可 証 交 付			. .	受 領 書 の 受 理	. .
	許 可 の 公 示			. .		
不 許 可	通 知 書 作 成			. .	通 知 書 送 付	. .
	通 知 書 交 付			. .	受 領 書 の 受 理	. .
	通知書は「許可に関する通知書」（別記様式第10号）をいう。					

※ 各欄に実施日を記載すること。

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日

青森県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、
道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法
第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

- 備考
- 1 不要な文字は、横線で消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

殿

年 月 日

青森県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、
道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路
交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取し
ます。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付する
こと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号（表）

管 理 台 帳

特定自動運行実施者

許可証番号		許可日		警察署	
住 所					
氏名・名称					
連 絡 先			法人の代表者		

申請・届出

再 交 付	申請書受理	. .	交企課受領	. .	許可証作成	. .
	許可証送付	. .	許可証交付	. .		

返 納	返納書受理	. .	返納事由			
	交企課受領	. .				

軽 微 変 更	変更届受理	変更事由	交企課受領	許可証書換	許可証送付	許可証交付
	要・否
	要・否
	要・否
	要・否
	要・否
	要・否
	要・否
	要・否
	要・否

※ 各欄に実施日を記載すること。

別記様式第7号（裏）

行政処分

取 消	聴聞主宰伺	. .	聴 聞	. .	処分伺	. .
	通知書交付	. .	公 示	. .	本庁報告	. .

停 止	弁明通知	. .	処分伺	. .	通知書交付	. .
	本庁報告	. .				

指 示	弁明通知	. .	処分決定	. .	指示書交付	. .
	本庁報告	. .				

仮 停 止	発生報告	. .	通知書交付 弁明通知	. .	本庁報告	. .
-------------	------	-----	---------------	-----	------	-----

※ 各欄実施日を記載すること。

その他	(参考事項等)
-----	---------

年 月 日

青森県公安委員会

特定自動運行許可票

下記の特定自動運行実施者に係る特定自動運行を許可したので、道路交通法第75条の17の規定により公示する。

記

特定自動運行実施者の氏名又は名称 (法人にあつてはその代表者の氏名)	
特定自動運行の経路	
特定自動運行を行う日及び時間帯	
特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	
特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	
許 可 年 月 日	年 月 日
備 考	

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

受 領 書

下記の書類については、確かに受領しました。

記

1 書類の種別

(年 月 日付け 第 号)

2 備考

担当者

係

職・階級

氏名

備考 氏名欄の記載について、受領者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

青 公 委 第 号

不 許 可 に 関 す る 通 知 書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった特定自動運行（計画変更）の許可申請
については、許可しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

許可証返納届出書

道路交通法施行規則第9条の38の規定により特定自動運行（変更）許可証を返納します。

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所

氏名

氏名・名称	
住 所	
許可証番号	
返納事由等	<p>1 返納の理由</p> <p>(1) 第1項関係</p> <p><input type="checkbox"/> 特定自動運行を行わないこととしたため</p> <p><input type="checkbox"/> 許可が取り消されたため</p> <p><input type="checkbox"/> 再交付を受けた後、亡失した認定証を発見したため</p> <p>(2) 第3項関係</p> <p><input type="checkbox"/> 特定自動運行実施者が死亡したため</p> <p><input type="checkbox"/> 法人が合併以外の理由により解散したため</p> <p><input type="checkbox"/> 法人が合併により消滅したため</p> <p>2 添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 特定自動運行（変更）許可証</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会

特定自動運行許可失効票

下記の特定自動運行実施者に係る特定自動運行の許可は失効したことから、道路交通法施行規則第9条の38第4項の規定により公示する。

記

特定自動運行実施者の 氏名又は名称 (法人にあつてはその 代表者の氏名)	
特定自動運行の経路	
特定自動運行を行う 日及び時間帯	
許可失効年月日	年 月 日

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日

青森県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し）のとおり、 を行
うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号

<p>特定自動運行に関する指示書</p> <p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号

公安委員会				本部長	交通部 通長	交通企 画課長	交通部 管理官	交通企 画官	補佐
委員長		委員		委員					

起案	年 月 日 所属・職・氏名	㊟
----	---------------	---

行政処分聴聞主宰伺

聴聞期日	年 月 日 時 分から
聴聞場所	
主宰者	
被聴聞者 (法人の 場合は 代表者)	本籍
	住所
	ふりがな
	氏名 生年月日
許可年月日 及び許可証番号	年 月 日 第 号
処分事由並びに 適用法令	
証拠書類	
行政処分歴	
情状意見	
量定意見	

別記様式第16号

公安委員会					本部長	交通部長	交通企画課長	交通部管理官	交通企画官	補佐
委員長		委員		委員						

起案	年 月 日 所属・職・氏名	④
----	---------------	---

行政処分決定伺

年 月 日 主宰の聴聞 の結果に基づき、
 実施の弁明の機会の付与

次のとおり行政処分を決定してよろしいかお伺いします。

記

被処分者の住所、氏名又は名称	行政処分

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会

特定自動運行許可取消票

下記の特定自動運行実施者に係る特定自動運行の許可を取り消したので、道路交通法第75条の27第3項の規定により公示する。

記

特定自動運行実施者の 氏名又は名称 (法人にあつてはその 代表者の氏名)	
特定自動運行の経路	
特定自動運行を行う 日及び時間帯	
許可取消年月日	年 月 日

別記様式第18号

特定自動運行仮停止事案発生報告書							
決 裁 欄	署(隊長)	副署(隊長)	交通官	課長	係長	発信月日	月 日 午 時 分
						発信取扱者	
						受信取扱者	
被 処 分 者	住所						
	氏名又は名称 (代表者)	()					
	許可年月日 許可証番号	第 年 月 日号					
	特定自動運 行実施区間						
処分の事由	<input type="checkbox"/> 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故 (法第75条の28第1項第1号) <input type="checkbox"/> 特定自動運行実施者等の法令等違反 (法第75条の28第1項第2号)						
行政処分歴 (特定自動 運行関係)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無						
処分量定上 特に考慮を 要すると 認められる 事項							
仮停止期間	年 月 日から 年 月 日まで						

別記様式第18号（2枚目）

交通事故概要					
発生日時	年 月 日 午 時 分頃	事件番号			
発生場所	路線名				
事故形態					
事故車両 (特定自動運行用自動車)	車種	登録番号等			
事故状況及び事故の要因と見られる特定自動運行用自動車の挙動					
被害者	氏名、生年月日、年齢、性別	被害状況	治療日数	被害者の状態	備考
	※被害者の状態 ア歩行者 イ自転車 ウ被害車両の運転者 エ被害車両の同乗者 オその他				

法令等違反概要					
違反者	住所				
	氏名		職業		
	生年月日				
	特定自動運行実施者との関係	<input type="checkbox"/> 本人（特定自動運行実施者） <input type="checkbox"/> 特定自動運行業務従事者			
違反内容					

殿

青森県公安委員会 印

報告・資料提出要求書

道路交通法第75条の25第1項の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を要求します。

記

氏名又は名称	
住 所	
報告又は資料の提出の要求内容	
報告又は資料の提出期限	年 月 日
報告又は資料の提出先	
報告又は資料の提出の要求理由	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

立 入 検 査 実 施 結 果 報 告 書

年 月 日

交 通 企 画 課 長 殿

所属

階級

氏名

道路交通法第75条の25第1項の規定に基づく立入検査については、以下のとおりであるから報告する。

立 入 検 査 日 時	年 月 日 時 分 頃
立 入 検 査 実 施 員	
立入検査を受ける法人の 主たる事業所の所在地 名称 代表者氏名	
立入検査を実施した理由	
実 施 結 果	
備 考	

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

手 数 料 納 付 書

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月24日青森県条例第101号）の規定に基づき、手数料を納入します。

氏名・名称	
手数料の種別	<input type="checkbox"/> 特定自動運行許可申請手数料 <input type="checkbox"/> 特定自動運行計画変更許可申請手数料
青森県収入証紙 ちょう付欄	
記載上の注意	1 該当する□をチェックしてください。 2 個人の場合、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。